

石 財 政 第 118 号
平成 26 年 12 月 4 日

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 住 谷 浩 様

石狩市長 田 岡 克 介

農地法に基づく農地台帳記録情報の提供に係る手数料の設定
について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

農地法改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）により、市町村において農地台帳の作成と農地台帳及び農地に関する地図の公表が新たに義務化され、平成 27 年 4 月 1 日より運用開始となることに伴い、これに係る手数料を下記のとおり設定する。

- ・農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地台帳の閲覧 1 件につき 450 円
- ・農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地台帳記録事項要約書の交付 1 件につき 450 円

石 使 審 第 3 号

平成 27 年 1 月 26 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 住 谷 浩

農地法に基づく農地台帳記録情報の提供に係る手数料の設定
について（答申）

平成 26 年 12 月 4 日付け、石財政第 118 号で諮問のありました標記の件については、
妥当なものと判断します。

記

農地法に基づく農地台帳記録情報の提供に係る手数料を設定しようとするこの度の諮
問は、農地法改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）の趣旨に鑑み、妥当である。

- ・ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地台帳の閲覧 1 件につき 450 円
- ・ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地台帳記録事項要約書の交付 1 件につき 450 円